

三田市障害者共生条例の特徴

1 対象の範囲

市内すべての者に対し、障害を理由とする差別をしてはならないと定める。

「障害を理由とする差別」とは

- ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いをすること
- ・ 合理的配慮の提供をしないこと

●障害者差別解消法

実施主体	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供
行政機関	禁止	禁止
事業者	禁止	努力義務※

※R6.4月～禁止

●障害者共生条例

実施主体	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供
行政機関	禁止	禁止
事業者	禁止	禁止
市民等	禁止	禁止

2 合理的配慮の提供場面

●障害者差別解消法

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合

●障害者共生条例

障害者から現に社会的障壁の除去を必要とすることが認識される場合

3 障害を理由とする差別を生じさせないための取り組み【重点項目】

- ・ 市民や事業者は、障害及び障害者に対する知識及び理解を深めることを責務とする。
- ・ 家庭、地域社会及び学校等が主体的に、幼少期からの子どもたちに対し、体験型の学習及び障害者との交流の機会を提供すること等で障害や障害者に対する理解促進に努めることとする。

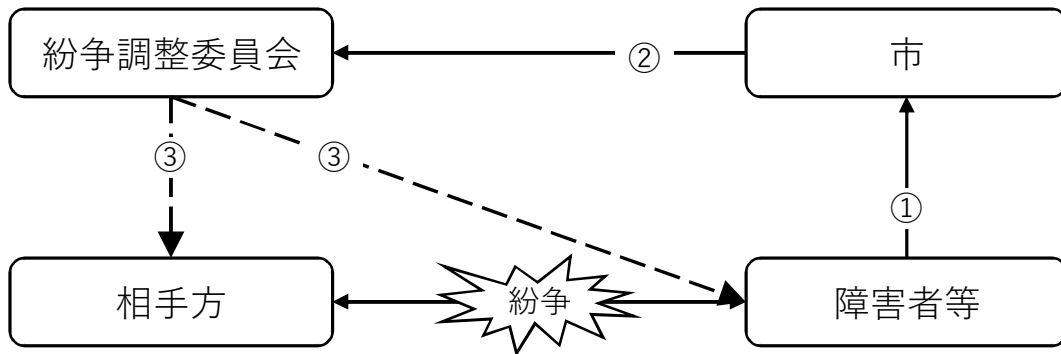
4 紛争解決に向けた取り組み

解決手段	実施概要	担当窓口
相談	当事者と関係者間の調整を行う	基幹相談支援センター
あっせん	当事者と関係者間のあっせんを行う	紛争調整委員会
勧告	必要な対応を行うよう勧告する	市
公表	差別の事実や氏名等の公表を行う	市

※あっせんの対象となる差別事案は、行政機関等又は事業者が市内で行う事業に限る。

三田市障害者差別紛争調整委員会

あっせんに関するフロー



① あっせんの申し立て

- ・対象の差別事案は、行政機関等または事業者が市内で行う事業に限る（条例）
- ・申立者は、障害者、その家族または支援者（条例）
- ・申し立ては、原則相談の対応を経た後でなければならない（条例）

② あっせんの求め

- ・紛争概要やあっせんを求める内容、相談対応記録を踏まえ委員会へあっせんを求める（規則）

③ あっせん

- ・差別事案に関係する者への意見聴取や資料提出を求めることができる（条例）
- ・標準処理期間は、市からあっせんの求めがあってから3か月とする（規則）
- ・あっせんを行ったときや受諾されなかった旨の通知を市に報告する（条例）